

新潟県条例第38号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
(6) 産業労働観光部関係		(6) 産業労働観光部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1)～(4)（略）		(1)～(4)（略）	
(5) <u>法第26条</u> の規定による報告の徴収		(5) <u>法第21条</u> の規定による報告の徴収	
(略)		(略)	
(7)～(9)（略）		(7)～(9)（略）	

附 則

この条例は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。